

「ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」(素案) に対する
意見募集結果

No	意見		意見に対する町の考え方
	内容	その理由・根拠	
1	<p>【条例全体について】 今後増加が見込まれる再生可能エネルギー事業を促進したい一方、乱開発などの負の側面を防止したい、との意図は理解しますが、体系的な条例にすべきと考えます。</p> <p>1. エネルギー利用において</p> <p>①熱エネルギー；脱化石、非電気促進</p> <p>②電気エネルギー；脱化石、再エネ促進</p> <p>2. 適切な推進（負の側面の防止）</p> <p>①新規事業の適正化（今回？）</p> <p>②小規模及び個人利用の適正化</p> <p>※体系的に整備されているのかも知れませんが、私が町のHPから関連条例を見つけることが出来ませんでした。公開資料が大変見つけ難いと感じます。</p> <p>全ての公開資料を一覧表にするか、論文のように関連条例は全てタグ付けしてリンクを貼る等、検討をお願い致します。</p>	<p>断片的に条例を制定すると、つじつまが合わなくなったり、条例だらけになります。</p> <p>町民に判りにくい状況になり、一部の人しか分からない状況が生まれます。情報公開が機能しなくなる状況が心配されます。</p>	<p>町では、2019年3月に「第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプラン」を策定し、この中で、温室効果ガスの排出量を2050年までに2015年比で86%削減する目標を掲げるとともに、この達成に向け、2023年度までの5年間において計画的かつ具体的に実施する様々な取組を示しています。この条例の制定もアクションプランに位置付けた取組のひとつであり、断片的・場当たりに制定するものではありません。</p> <p>なお、町ホームページにおける情報公開については、利用していただきやすいように改善を図っていきたいと考えています。</p>
2	<p>【共通事項】</p> <p>「…なければならない。…努めるものとする。…ものとする。…できるものとする」の使い分けについて、注が必要ではないでしょうか。</p>		<p>一般的な法令用語を使用しており、「しなければならない」は義務、「努めるものとする」は努力義務、「するものとする」はすることが原則である、「できるものとする」はするかしないかの判断が可能である、ということを表しています。</p>

<p>3</p>	<p>【第2条及び第3条】</p> <p>再生可能エネルギーの定義と、それを事業化する場合に必要な書類を提出することを規定していますが、何を心配し基準が不明なため、判断基準がブラックボックスで、客観的でなく、恣意的な判断が行われる恐れがあると考えます。</p> <p>現時点で懸念事項（可能ならば数値基準）を示すべきだと考えます。（明示できないものは、役場や住民の要請に応じてアセスメントさせることを記載した上で）</p> <p>例</p> <p>(1) 太陽光；森林等の破壊</p> <p>(2) 風力；野鳥への影響、低周波問題</p> <p>(3) 水力；生態系への影響、防災</p> <p>(4) 地熱；有害物質の漏洩</p> <p>(5) バイオマス；パーム椰子等熱帯雨林の破壊や輸送におけるCO2排出</p> <p>（これらを可能な限り定量値で示す）</p> <p>一方、そうした負の面が問題ないレベルであれば、利用促進する具体的な方策に言及すべきだと思います。</p> <p>それに先立ち、どういった再エネを何年までにどれ位にするか、という町のエネルギービジョンが必要と考えます。</p>	<p>メガソーラー設置に際する森林伐採は環境負荷となります。また、バイオマスについては、原料の調達において地球環境に負荷を与える可能性があります。</p> <p>こうした負の側面は、事業だけでなく個人利用の場合でも考えるべきであり、今回の条例が「事業」だけに特化した理由が判りません。</p> <p>書類提出など、面倒になるだけでは利用促進の妨げになります。昔、逢坂町長が言われた「看板を作っても実際に動いていない。条例を定めた意味が薄れる」ことになると思います。</p>	<p>この条例では、再生可能エネルギー事業の実施そのものを禁止し、事業を行おうとする者からの申請を受けてその解除の可否を決定する、いわゆる「許可制」を採用している訳ではないため、許可に当たっての基準も設けておりません。事業を行おうとする者に対し、事業の内容などをあらかじめ町へ届け出る「届出制」にしており、その前段として、計画の初期段階での町への事前協議や、地域の理解と共生を図るための説明会の開催などを義務付ける規定としています。なお、事前協議を受けた際に町が行う助言や指導の考え方については、「ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する指針（素案）」第4に明示しています。（条例素案の公告縦覧に併せて公表しています。）</p> <p>再生可能エネルギーの定義は、町が独自に規定しようとするものではなく、法令等で広く使用されている「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」（平成21年政令第222号）の規定を準用しています。</p> <p>なお、町として再生可能エネルギーの導入目標を設定することに関しては、ニセコ町環境審議会において委員から意見が出されており、今後の検討課題と認識しています。</p> <p>また、届出の対象については、条例施行規則（素案）第3条で「10キロワット以上の定格出力をもつ再生可能エネルギー設備（建物の屋根、屋上及び壁面に設置するもの並びに家庭用のものを除く。）を設置しようとする事業者とする。」と規定しており、この事業者には法人だけでなく個人も含まれます。（施行規則（素案）は、条例素案の公告縦覧に併せて公表しています。）</p>
----------	---	--	---

4	<p>【第6条第3項】 「努めなければならない」を「しなければならない」に</p>	<p>「設備の適切な管理」は当然の義務とするべき</p>	<p>第6条第3項は、地域との共生に主眼を置き、住民等の懸念事項に対応することを求める規定としています。地域環境に及ぼす影響を考慮した必要な措置については、第6条第2項で義務付けています。</p>
5	<p>【第8条】 「求めることができる」を「求めなければならない」に</p>	<p>下記「禁止」と整合させるため</p>	<p>町では、温室効果ガスの排出削減と、これまでは町外から調達していたエネルギーを地消地産することで地域経済の活性化を図るという観点から、再生可能エネルギー事業に対し環境への適切な配慮と地域との共生を求めつつ、再生可能エネルギーの利用は積極的に推進していきたいと考えています。このため、この条例では、再生可能エネルギー事業の実施そのものを禁止し、事業を行おうとする者からの申請を受けてその解除の可否を決定する、いわゆる「許可制」を採用せず、事業区域についても「禁止区域」ではなく「抑制区域」として規定するものです。</p>
6	<p>【第9条（抑制区域）】 「抑制区域」を「禁止区域」にし、別途「抑制区域」を定義する</p>	<p>「特に配慮が必要」な区域は「禁止」するべき区域と考える。抑制の法的効果に疑問 保安林は森林法で知事が「択伐・間伐」許可申請で許可することもありうるが、町の本意は禁止であることを明らかにするためには、条例に明記すべきと考える。</p>	<p>No. 5の回答に同じです。</p>

7	<p>【第 11 条第 2 項】 「ができる」を「しなければならない」</p>	<p>(第 11 条) 第 1 項の事業者への義務付けとの整合を図る</p>	<p>事前協議 (第 11 条第 1 項) については、実施しないことについて裁量の余地がないものであるのに対し、事業者に対する指導又は助言の実施 (第 11 条第 2 項) は、事前協議の内容を踏まえ判断するものであるため、このような規定にしています。</p>
8	<p>【第 12 条第 4 項】 「講ずるよう努めるもの」を「講じなければならない」</p>	<p>「必要が生じた」以上は義務付けるべき</p>	<p>第 6 条第 3 項の規定と同様に、地域との共生に主眼を置き、「関係住民等との協議により必要が生じたとき」に、住民等の懸念事項に対応することを求める規定としています。</p>
9	<p>【第 13 条】 「協定の締結を申し入れるものとする。」を「申し入れなければならない」「協定の締結に向けた協議に応じるものとする」。を「応じなければならない。」</p>	<p>協定の締結に関することなので、町長、事業者双方により明確に義務づけるため</p>	<p>協定は、当事者間の合意に基づき締結する、いわば契約であり、これを強制する (義務付ける) ことは適当ではないため、「協定の締結に向けた協議に応じるものとする」という規定にしています。</p>
10	<p>【その他】 天然ガスによるコージェネなど、効率を格段によくすることで短期的には CO2 削減するものでも、長期的な CO2 排出ゼロの目標に対しては重荷になることが考えられます。天然ガスをバイオガス等に置き換える道筋が立っていることが必要です。この時、代替バイオマスガスには、前述したような原料調達時の問題がないことが必要です。 気候年同非常事態宣言を実効性のあるものにするためには、今後の事業だけでなく、既存の重油ボイラーや化石燃料利用、電気利用 (現状は火力発電由来が主なので) を再エネに導く実効性のある条例も必要だと考えます。(私が知らないだけで既にあればご容赦下さい)</p>		<p>町では、「第 2 次ニセコ町環境モデル都市アクションプラン」に基づき、まちづくり会社を設立して、LPG コージェネレーションを中心とした電熱供給の実施など具体的な取組の開始に向け検討を進めているところであり、推進の手段として、アクションプランのほかに更に条例を制定することは今のところ考えておりません。 なお、将来的には、地域資源に過度な負荷をかけないという前提の下、ゼロカーボンの実現に向け、エネルギー源の選択肢を広げていきたいと考えています。</p>